

香芝市でもつづけよう!

受動喫煙 防止対策!



+ 病院・学校
敷地内禁煙!
(屋外に受動喫煙防止措置がとられた喫煙場所は設置可)

 飲食店
原則屋内禁煙!
(喫煙専用室のみ喫煙可)

 オフィス・事業所
原則屋内禁煙!
(喫煙専用室のみ喫煙可)

平成30年4月に「香芝市受動喫煙防止条例」が施行されました。
望まない受動喫煙をなくしましょう

香芝市保健センター

TEL.0745-77-3965 FAX.0745-77-0939